

## 令和 7 年 4 月 1 日以降の事後審査型制限付一般競争入札共通公告事項について

### 変更点

- ・ 同一開札日の複数落札の制限について

同一開札日における複数落札の制限を撤廃します。ただし、落札候補者になったことにより手持ち工事の制限数に達した場合、その候補者は、申し込んだ未開札の全ての事後審査型制限付一般競争入札の参加資格を失うものとします。

- ・ 同一開札日の案件に対して入札申込できる件数について

同一開札日の案件に対して入札申込できる件数についての制限を撤廃します。ただし、手持ち工事数の制限数に達している場合は、入札申込はできません。

- ・ 手持ち工事数について

手持ち工事数は最大 2 件までとし、業種の内訳として、「第 1 希望が 2 件」又は「第 1 希望が 1 件、第 2 希望が 1 件」までとします。

- ・ 手持ち工事の対象について

一般競争入札、指名競争入札、随意契約の全ての案件において、予定価格が 1,000 万円を超える土木・建築工事を手持ち工事の対象とします。

- ・ 工事成績評定結果による優遇措置について

緩和する案件として、評定を受けた当該工事と同一業種の手持ち工事を緩和します。

今回の変更は令和 7 年 4 月 1 日以降に公告された案件が対象になります。それ以前に公告された案件につきましては、従前の共通公告事項に則ります。